

介護福祉士養成施設等報告書

1 施設の概要

(1) 養成施設等の名称	大阪人間科学大学 人間科学部 医療福祉学科 介護福祉専攻				
(2) 養成施設等の所在地	〒566-8501 大阪府摂津市正雀1-4-1				
(3) 設置者	名称	学校法人 薫英学園			
	代表者氏名	理事長 小川 道雄			
	所在地	〒566-8501 大阪府摂津市正雀1-4-1			
(4) 種類等	種類	1学年の定員	学級数	1学級の定員	修業年限
	該当番号(①) (<input checked="" type="checkbox"/> 昼間・夜間)	40	1	40	4
(5) 養成施設等の長の氏名	田中 保和	(6) 開設年月日	2005年4月1日		
(7) 専任教員の人数	6人	(8) 実習施設の数	実習Ⅰ	在宅その他	55
				入所施設	38
			実習Ⅱ	在宅その他	0
				入所施設	36
(9) 実地研修の実施の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	(10) 実地研修の施設数	在宅その他	-	
			入所施設	-	
(11) 情報開示の状況	ホームページによる公表		(<input checked="" type="checkbox"/> 有) 【ホームページURL: https://www.ohs.ac.jp 】		
	その他の方法による公表		【情報開示の方法: 入学案内、学生便覧など】		
(12) 専任事務職員氏名	西田 佳弘	(11) 連絡先	T e l: 06-6381-3000 (内線 705)		
			F a x: 06-6381-3502		
			E-mail: ohs-kyomu@kun.ohs.ac.jp		

- (注) 1 当該年度4月1日現在の状況を記載すること。
 2 「(1) 養成施設等の名称」には、指定を受けている課程・コース名まで記載すること。
 3 2以上の課程を設置している養成施設等においては、本表を含め、すべて別様式とすること。
 4 「(4) 種類等」には、養成施設等の種類ごとに掲げる次の番号を記載するとともに、該当する課程の形態(昼間等)を「○」で囲むこと。
 ・ 法第40条第2項第1号の規定による養成施設等: 「①」を記載する。
 ・ 法第40条第2項第2号の規定による養成施設等: 「②」を記載する。
 ・ 法第40条第2項第3号の規定による養成施設等: 「③」を記載する。
 5 「(8) 実習施設の数」における「在宅」には通所介護事業所・特定施設入居者生活介護事業所等が、「施設」には介護老人保健施設・障害者支援施設等が含まれること。なお、実習Ⅰ及び実習Ⅱの両方を行っている実習施設については、実習Ⅰ及び実習Ⅱのいずれにも計上すること。
 6 「(11) 情報開示の状況」には、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日社援発第0328001号)」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日19文科高第918号・社援発第0328004号)」に定められた内容すべてについて、ホームページを用いて公開している場合に「有」を「○」で囲むこと。
 また、その他の方法により情報開示を行っている場合には、その方法を記載すること。

2 当該年度の学年別学生数等

(1) 当該学年度の入試状況

第1学年の 入学定員 【a】	受験者数	合格者数	入学者数 【b】	充足率 【b/a×100】
40	29	32 ※第2志望合格を含む	24	60.0%

- (注) 1 「受験者数」には、受験申込を行った者のうち、受験者の人数を記載すること。
 2 「入学者数」には、入学手続を行った者のうち、当該年度5月1日までに入学を辞退した者を除いた人数を記載すること。

(2) 学年別学生数

学年	各学年の定員	在籍者数
第1学年	40	24
第2学年	40	24
第3学年	40	14
第4学年	60	19
合計	180	81

- (注) 1 本表は、当該年度5月1日時点の状況について記載すること。
 2 「在籍者数」には、留年者・編入者等を含むこと。

(3) 学生1人あたりの負担金

費目	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	合計
入学検定料	30,000				30,000
入学金	200,000				200,000
授業料	890,000	890,000	890,000	890,000	3,560,000
施設費	200,000	200,000	200,000	200,000	800,000
教育充実費	40,000	40,000	40,000	40,000	160,000
その他諸費	40,000	35,000	15,000	45,000	135,000
合計	1,400,000	1,165,000	1,145,000	1,175,000	4,885,000

3 前年度における教育の実施状況等

(1) 法第40条第2項第1号の規定による養成施設等

(第1学年)

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数【a】	実授業時間数【b】	学則上の時間数との差【b-a】
人間と社会		時間	時間	時間	時間
	人間の尊厳と自立	30以上	30	30	0
	人間関係とコミュニケーション	30以上	60	60	0
	社会の理解	60以上	60	60	0
	人間と社会に関する選択科目	-	-	-	-
	小計	240	150	150	0
介護	介護の基本	180	60	60	0
	コミュニケーション技術	60	-	-	-
	生活支援技術	300	30	30	0
	介護過程	150	-	-	-
	介護総合演習	120	30	30	0
	介護実習	450	450(※1)	48	-402(※2)
	(介護実習Ⅰの計)	-	-	(48)	
(介護実習Ⅱの計)	150以上	150以上	(-)		
	小計	1,260	570	168	-402(※2)
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	-	-	-
	認知症の理解	60	30	30	0
	障害の理解	60	30	30	0
	こころとからだのしくみ	120	60	60	0
	小計	300	120	120	0
医療的ケア	医療的ケア(基本研修)	50	-	-	-
	(演習)	-	-	-	-
	(実地研修)	-	-	-	-
	小計	50	-	-	-
	合計	1,850	840	438	-402(※2)

※1 「介護実習」は卒業までに総計450時間。

※2 平成29年度入学生(今報告第1学年)の「介護実習」は以下のとおり実施予定。

(第1学年)48時間+(第2学年)236時間+(第3学年)168時間=総計452時間

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
 2 本表は、旧カリキュラム(「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日社援発第0328001号)」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日19文科高第918号・社援発第0328004号)」による。以下同じ。)を履修して卒業する学年から作成すること。
 3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
 4 「医療的ケア」のうち(演習)及び(実地研修)の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合には「-」を記入すること。
 5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
 6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第132号)及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」(平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号)により改正することとされた新カリキュラムを履修する学年分から作成すること。

(第2学年)

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数【a】	実授業時間数【b】	学則上の時間数との差【b-a】
人間と社会		時間	時間	時間	時間
	人間の尊厳と自立	30 以上	-	-	-
	人間関係とコミュニケーション	30 以上	30	30	0
	社会の理解	60 以上	60	60	0
	人間と社会に関する選択科目	-	-	-	-
	小計	240	90	90	0
介護	介護の基本	180	90	90	0
	コミュニケーション技術	60	60	60	0
	生活支援技術	300	180	180	0
	介護過程	150	60	60	0
	介護総合演習	120	60	60	0
	介護実習	450	450 (※1)	236	-214 (※2)
	(介護実習Ⅰの計)	-	-	(68)	
(介護実習Ⅱの計)	150 以上	150 以上	(168)		
	小計	1,260	900	686	-214 (※2)
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	60	60	0
	認知症の理解	60	30	30	0
	障害の理解	60	30	30	0
	こころとからだのしくみ	120	60	60	0
	小計	300	180	180	0
医療的ケア	医療的ケア (基本研修)	50	-	-	-
	(演習)	-	-	-	-
	(実地研修)	-	-	-	-
	小計	50	-	-	-
合計		1,850	1,170	956	-214 (※2)

※1 「介護実習」は卒業までに総計 450 時間。

※2 平成 28 年度入学生 (今報告第 2 学年) の「介護実習」は以下のとおり実施予定。
(第 1 学年) 48 時間 + (第 2 学年) 236 時間 + (第 3 学年) 168 時間 = 総計 452 時間

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
2 本表は、旧カリキュラム(「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号)」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について(平成 20 年 3 月 28 日 19 文科高第 918 号・社援発第 0328004 号)」による。以下同じ。)を履修して卒業する学年から作成すること。
3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
4 「医療的ケア」のうち(演習)及び(実地研修)の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合には「-」を記入すること。
5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 23 年厚生労働省令第 132 号)及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」(平成 23 年文部科学省・厚生労働省令第 5 号)により改正することとされた新カリキュラムを履修する学年分から作成すること。

(第3学年)

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数【a】	実授業時間数【b】	学則上の時間数との差【b-a】
人間と社会		時間	時間	時間	時間
	人間の尊厳と自立	30 以上	-	-	-
	人間関係とコミュニケーション	30 以上	-	-	-
	社会の理解	60 以上	-	-	-
	人間と社会に関する選択科目	-	-	-	-
	小計	240	-	-	-
介護	介護の基本	180	30	30	0
	コミュニケーション技術	60	-	-	-
	生活支援技術	300	90	90	0
	介護過程	150	90	90	0
	介護総合演習	120	30	30	0
	介護実習	450	450 (※1)	156	-294 (※2)
	(介護実習Ⅰの計)	-	-	(28)	
(介護実習Ⅱの計)	150 以上	150 以上	(128)		
	小計	1,260	690	396	-294 (※2)
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	-	-	-
	認知症の理解	60	30	30	0
	障害の理解	60	-	-	-
	こころとからだのしくみ	120	-	-	-
	小計	300	30	30	0
医療的ケア	医療的ケア (基本研修)	50	90	90	0
	(演習)	-	-	-	-
	(実地研修)	-	-	-	-
	小計	50	90	90	0
合計		1,850	810	516	-294 (※2)

※1 「介護実習」は卒業までに総計 450 時間。

※2 平成 27 年度入学生 (今報告第 3 学年) の「介護実習」総時間は以下のとおり。

(第 2 学年) 296 時間 + (第 3 学年) 156 時間 = 総計 452 時間

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
- 2 本表は、旧カリキュラム(「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号)」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について(平成 20 年 3 月 28 日 19 文科高第 918 号・社援発第 0328004 号)」による。以下同じ。)を履修して卒業する学年から作成すること。
- 3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
- 4 「医療的ケア」のうち(演習)及び(実地研修)の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合には「-」を記入すること。
- 5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
- 6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 23 年厚生労働省令第 132 号)及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」(平成 23 年文部科学省・厚生労働省令第 5 号)により改正することとされた新カリキュラムを履修する学年分から作成すること。

(第4学年)

領域	教育内容	指定規則上の時間数	学則上の時間数【a】	実授業時間数【b】	学則上の時間数との差【b-a】
人間と社会		時間	時間	時間	時間
	人間の尊厳と自立	30 以上	-	-	-
	人間関係とコミュニケーション	30 以上	-	-	-
	社会の理解	60 以上	-	-	-
	人間と社会に関する選択科目	-	-	-	-
	小計	240	-	-	-
介護	介護の基本	180	-	-	-
	コミュニケーション技術	60	-	-	-
	生活支援技術	300	-	-	-
	介護過程	150	-	-	-
	介護総合演習	120	-	-	-
	介護実習	450	-	-	-
	(介護実習Ⅰの計)	-	-	-	-
(介護実習Ⅱの計)	150 以上	-	-	-	
	小計	1,260	-	-	-
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60	-	-	-
	認知症の理解	60	-	-	-
	障害の理解	60	-	-	-
	こころとからだのしくみ	120	-	-	-
	小計	300	-	-	-
医療的ケア	医療的ケア(基本研修)	50	-	-	-
	(演習)	-	-	-	-
	(実地研修)	-	-	-	-
	小計	50	-	-	-
合計		1,850	-	-	-

- (注) 1 本表は、各学年ごとに作成すること。
2 本表は、旧カリキュラム(「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日社援発第0328001号)」又は「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営に係る指針について(平成20年3月28日19文科高第918号・社援発第0328004号)」による。以下同じ。)を履修して卒業する学年から作成すること。
3 「学則上の時間数」には、学年ごとに組まれた授業科目の時間数を記入すること。なお、当該学年で行われなかった授業科目の「学則上の時間数」、「実授業時間数」には、「-」を記入すること。
4 「医療的ケア」のうち(演習)及び(実地研修)の「学則上の時間数」は、学則に時間数の規定がない場合には「-」を記入すること。
5 「実授業時間数」には、自習時間等を除いた時間数を記載すること。
6 「医療的ケア」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第132号)及び「社会福祉士介護福祉士学校指定規則及び社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令」(平成23年文部科学省・厚生労働省令第5号)により改正することとされた新カリキュラムを履修する学年分から作成すること。

4 前年度における卒業生の状況

(1) 卒業生の状況

前々年度までの 卒業生の累計 【a】	前年度の卒業生数 【b】	卒業生の合計 【a+b】
294	19	313

(2) 介護福祉士国家試験の受験状況

受験者数 【a】	合格者数 【b】	合格率 【b/a×100】
11	11	100.0%

- (注) 1 本表は、平成 28 年度以降の報告から記載すること。
 2 「受験者数」には、前学年度における卒業生のうち、介護福祉士国家試験の受験者数を記載すること。
 3 「合格者数」には、前学年度における卒業生のうち、介護福祉士国家試験の合格者数を記載すること。

(3) 前年度卒業生の進路

就職先		卒業生数
①居宅サービス事業所等（基準該当事業所を含む。）		1
②介護保険施設		16
③障害福祉サービス事業所（基準該当事業所を含む。）		0
④障害者支援施設		0
⑤保護施設		0
⑥児童福祉施設		0
⑦社会福祉協議会		0
⑧その他		1
⑨公務員	国	0
	都道府県	0
	市（区）町村	0
⑩医療機関		0
⑪他産業		0
⑫進学		1
⑬未就労		0
合計		19

- (注) 1 「卒業生数」には、働きながら養成施設等に在籍している学生であって、在籍時と同じ職場で働き続ける者も含むこと。
- 2 「合計」には、5の(1)のb欄と一致させること。
- 3 「居宅サービス事業所等」には、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所を含むこと。